

令和3年3月17日 予算特別委員会 議事録
9時57分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 賀屋 幸治

副委員長 西村 一啓

委員 原田 孝徳、小中 真樹雄、中川 智之、網谷 芳孝、日域 究、
寺岡 公章

議長 細川 雅子

○欠席委員 なし

○賀屋委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

改めてお願いしておきます。

委員の皆様には、昨日も、確認させていただいておりますが、事前通告への御協力をお願いしております。円滑な会議運営のため、通告内容に基づいた質疑を行っていただきますようお願いいたします。

通告を提出されておられる委員の質疑から、先に行わせていただきたいと思いますので、御協力をお願いします。

また、質疑に当たりましては、予定している予算書等のページと項目を、最初に述べていただき、本来の趣旨に沿って、簡潔明瞭に行っていただきたいと思います。

発言される際には、挙手の上、委員長と呼んでいただき、指名を受けてから、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

また、執行部が答弁をされる場合は、基本的に委員長は職名で指名をいたします。

指名を受けた場合は、課名と職名、氏名を名乗ってから答弁をされるよう、お願いいたします。

それでは、令和3年度一般会計予算の審査を続行いたします。

第12款公債費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第1回目の質疑を終結いたします。

第2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第2回目の質疑を終結いたします。

第3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第12款公債費の質疑を終結をいたします。

続いて、第13款予備費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第1回目の質疑を終結いたします。

第2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第2回目の質疑を終結いたします。

第3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第13款予備費の質疑を終結いたします。

続いて、第1款議会費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第1回目の質疑を終結いたします。

第2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第2回目の質疑を終結いたします。

第3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第1款議会費の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますので、暫時休憩します。

再開は、10時10分。歳入一括質疑から入ります。

10時00分 休憩

10時11分 再開

○賀屋委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより歳入一括質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑については、通告が出ておりますので指名をさせていただきます。

日域委員、お願いします。

○日域委員 おはようございます。

小さいことばかりですけども、わかりにくいことがあるんでお尋ねいたします。27ページにですね、このあたり歳入がいっぱいあるんですけども、県支出金として未来の地域づくり応援交付金が、何なのかつかみどころがないんですけど、どういう意味で何に使うのかなということを教えてください。

似たようなものが34ページに、市町村振興協会協働のまちづくり助成金とか、その次の35ページに市町村振興協会安心安全まちづくり助成金とかですね。お金出してるのは一般財団法人全国市町村振興協会とかいうような感じなんですけども、どういうお金をやり取りしているのかよく見えないんですけども、何か見方によつたらですよ、面倒くさいばかりではという気がするんですが、そのあたりおわかりであれば教えてください。

○賀屋委員長 企画財政課建石主幹。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 まず、27ページの未来の地域づくり応援交付金についてですが、大竹市に交付されるのは平成28年度に続いて2回目、これが最後という形にはなりません。もともと県のほうで市町振興基金という、当時で言うと宮島競艇とかの公営事業からの寄附等を原資に積み立てをして、県が貸付事業等を行っていたんですが、貸付事業、ほかにも制度があっただんだん不要になってきたということで、県がそれらを県内で配分しますという形で、平成28年度、令和3年度と分割されて交付されるものです。

使い道としては平成28年度と同じなんですけれども地方創生事業基金に一旦全額積み立てるという形の予算にしております。平成28年度の部分については基金に積み立てた後、令和元年度、大竹駅周辺整備事業に充当するために繰り入れ、取り崩しを行いました。今回も同様な取り扱いを今考えております。

続きまして、34ページ、35ページのまちづくり助成金なんですけど、こちらは、大竹市のほうには広島県市町村振興協会というところに申請をして、お金をもらうという形になっております。原資としては、こちらはいずれも宝くじとなっております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 競艇とかですよ、宝くじとかそういうタイプのやつをそれなりに上手に下へ配ろうという仕組みなんですね。

似たようなものがほかにもあるんですけども、34ページに、少しタイプ違いますけども、看護学生臨地実習費負担金って、これは御本人たちが負担するんだと思いますが、行政っているんな人がこういう実習を受ける対象の施設ではないかと思うんですけども、こういうものって、これは看護学生と書いてありますけど、ほかにはないですか。

○賀屋委員長 どうぞ。

○松重保健医療課長 保健医療課長、松重です。

看護学生臨地実習費負担金なんですけれども、この内容といたしましては日本赤十字広島看護大学の学生、こちらの保健師の過程と助産師の過程がございまして、そちらの実習地となっておりますので、来られる学生の人数と実習した日数に応じて、学校のほうから実習費としてお金をいただいているという内容となっております。

保健医療課としては、こちらの学生実習のみをお受けしているという状況です。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 いや、ほかに似たようなものはありませんか。

○賀屋委員長 どうぞ。

○神代福祉課長 失礼いたします。福祉課長の神代です。

保育所に学生さんが保育士の実習に来られる場合があります。保育士の実習について負担金等はいただいております。学校によっては、図書カードなどを寄附してくれる場合があります。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。小さいことばかり聞いて申し訳ないんですけども、消防費の中で、ヘリコプター運営費負担金があったんですけども、そのちょうど半額だと思えますけど逆にもらっているんですけども、皆さんで上手に経費を負担しようという仕組みだとは思いますが、このお金くれるのは誰がくれるんですかね。

○賀屋委員長 消防長。

○佐伯消防長 ヘリコプター運営費負担金でございますが、広島県の防災ヘリコプターそれから広島市の消防ヘリコプター、これを共同運用しております、人口割、均等割で負担しているということは消防費のほうで答えをしておりますけど、この2分の1の額につきまして、先ほど来からあります公益財団法人広島県市町村振興協会、こちらのほうから負担金をいただいております。

以上でございます。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 いや、それはまたどっから来るんですか。要はね、何か蛇の尻尾を飲んだような気がするんですけども、よくわからん。いや、ある意味ね便宜上、便宜上と言いますか、そういう団体があるのは必然性はあるんでしょうけども、やったり取ったりで結局誰がどうやってるのかよく見えないんですけども、そのくれる元の原資はどこなんですかね。例えばそれが県がですよ、県の負担金でくれるんだっとならるほどなと飲み込めるんですけども。面白いですよ。

○賀屋委員長 消防長。

○佐伯消防長 ヘリコプター、市のお支払いする負担金は、これも御答弁さしてもらいたけれど、県、市それぞれに支払っております。いただくのは、公益財団法人広島県市町村振興協会ですね、ごめんなさい、出てきません。協会のほうからいただいておりますが、原資は市町村振興宝くじ、サマージャンボ、ハロウィンジャンボ、これの事業の中で、市町村振興助成事業というのを協会が行っております、そちらのほうでいただいております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。確か、宝くじの収益は県に入るんですよ。だから県にとってはかなり大事な財源で、それをこういうふういろんな形で配っているということですよ。

最後もう1個だけお願いします。諸収入の35ページですけど、中浜緑地保守管理委託料がありますよね。あそこは何か、剪定をやってますけど、あの緑地帯の所有者が誰で、それであの剪定をやっているのは大竹市なんですけども、費用はもらってるみたいですけども、その辺を整理した説明をお願いしますでしょうか

○賀屋委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 都市計画課長の山田です。よろしく申し上げます。

中浜緑地の所有者のことです。1.46ヘクタールありますが、大竹市、それから一部です

ね、国の中国財務局の土地が500平方メートルぐらいあります。そこを無償借用させていただいております。

それと、中浜緑地の経緯を説明させてもらった方がよろしいかと思います。中浜緑地は先ほど話しましたが、中浜緑地の海側の工業地帯の万一の工場災害に備えること、それから都市環境の改善を図るということで、昭和50年に当時の三井東圧化学と、中浜緑地建設となる協定書、及び覚書を締結しております。

都市計画的には、同年に都市計画の緑地の決定、それから事業認可を行いまして、今の築山のような工事をやっております。三井東圧化学が撤退することになりまして、それを継承されるということで、今の3社、戸田工業、中国塗料、大竹明新化学のほうにまた、それをやっていただくということに。あ、すみません、そもそもですね、この協定の中で築山の維持管理については、当時の三井東圧化学がやるということになっておりまして、それを継承していただくということで、今の3社に引き継いでいただいている。

歳入に組んでおりますように、戸田工業と中国塗料から、合わせて293万1,000円のお金をいただいて、今度、歳出のほうで大竹明新化学のほうに維持管理を行っていただいているということになっております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。

○賀屋委員長 1回目でございますが、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、歳入一括質疑を終結いたします。

続いて、一般会計歳入歳出全般にわたる総括質疑を行います。

第1回目の質疑を行います。

通告が出ておりますので、こちらのほうから指名をさせていただきます。

中川委員、お願いします。

○中川委員 当初予算の概要なんですけど、30ページの再編交付金充当事業に8つほどあるんですけど、先日も防犯カメラの防犯対策事業について説明があったと思うんですけど、その中で大竹小学校プール建設事業、1,458万円で、この小学校のプールと中学校も兼ねてなんですけど、改修事業をすると補助金が出るということになっていると思うんですけど、それになぜこの再編交付金を充当するのかいうことを、また、ほかにこれ以外にその事業があるのかをお願いします。

○賀屋委員長 どうぞ。

○瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長 総務学事課教育総務係長の瀬川と申します。

御質問にお答えいたします。学校水泳プールの新築や改築につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金という補助金の対象になります。この学校施設環境改善交付金は、補助対象となる面積であるとか補助単価とか、そういったものが低いというところがありまして、試算しますと実質的には整備費用、係る費用の1割程度にとどまるのかなというふうに試算しております。多額の費用に係る事業になるんですけども、財源的に弱いというところがありまして、整備を進める上で、大きな課題であると教育委員会では考えておりました。

こうしたこともあって、新年度に実施する設計業務につきましては、再編交付金を充当するという事として予算計上しているということになります。

以上です。

○賀屋委員長 建石主幹。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 他にはございません。

基本的に、ほかの省の補助金が当たるものについてはそちらのほうを優先して、予算の採択を行っているというのが基本的な考えではあります。ただ、先ほど教育委員会のほうからもありましたように、予算編成の中で補助金の、直近のよその市町の補助単価等を試算して、3分の1と言いながらとても低いものになりそうだとか、そういった判断をした場合には、状況によっては過去においても再編交付金で事業を実施をしたという例もございます。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 すみません、頭が悪くてなかなか飲み込めません。結局、補助金では少し足りないから再編交付金を充てたいということなんですかね。簡単に言えば、違うんですかね。よくわからないので、もう少し簡単にわかりやすいように言ってもらえますか。お願いします。

○賀屋委員長 建石主幹。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 防衛省の再編交付金が、ほかの省の補助金と組み合わせて執行するということができない形になってます。なので、文部科学省から何割かもらって、残りを再編交付金に当てるといえるのはできないようになってます。

今回のケースで言うと、文部科学省の補助制度、確かにプールがございまして、3分の1と言いながら補助の単価とかを計算すると、とても低い割合になりそうだという判断をいたしまして、全額再編交付金を充てるという判断をいたしております。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 何とか、あと勉強してもう一回理解するようにします。

ありがとうございました。

○賀屋委員長 続きまして、日域委員。

○日域委員 質問もどんな答弁になるかわからないような質問なんですけども、行政つ

てたくさん情報を持っていますよね。いろんな分野があって課税するためにですよ。要するに行政情報ってプライバシーの塊なんですけども、ただ、防災に関して、いつも思うのが避難勧告とか避難指示とかいろんなものが出てきますけど、それを受ける市民の個々の立場って様々なんですよね。三匹の子豚と表現させてもらいましたけど、わらのお家に住んでいる人はいろいろリスクがありますよね。わらのお家の人もいれば、木のお家の人もいりゃあ、れんがのお家の人もいますけども、極端に言えば、固定資産税をかける関係で、大体のことは全部行政が持っているわけなんですけども、いつも、こう仕方がないのはたくさんあると思いますけどね。

避難勧告を出したりですよ。どのくらい避難所に来てくれたから成功だったとかですよ。何か、いかにも避難する人が少なかったらそれは失敗だったみたいな。これは書くのがマスコミですから、逆に行政のせいじゃないかもしれませんけどもね。もう少しきめ細かくしたらいいのになという気が正直するんです。

もっと言えば、東日本大震災と大竹市ではほとんど何の関係もないですけども、災害が起こったときに、私個人的には、高層の市営住宅でもいっぱい建てて、避難所も兼ねたらいいと思ったけど、そんなことをした自治体は全然ないですよ。

偶然に助かった人が、この前、何人も出てしゃべってましたけど、あの人たちは皆、偶然流されて大体高層の建物にぶつかって、そこから出て行って家に上っているわけですよ。皆さんが全部高台に逃げる、高台に逃げると物すごい国民に税金負担かけて、高台ばかり作ったんですけども、果たして機能するかなと思うんですけども。だから要するに、マンションがたくさんあれば、それだけで物すごい安全性が高まるわけですよ。そういうことについて言えば。そういうのが全然ない。

もちろん、避難勧告とかするときもマンションに住んでる人は、多分、今の一般常識から言ったら、一定以上の高さに住んでるマンションの人っていうのは、いろんな災害がありますけどもほとんどセーフですよ。その辺も無視して、中には物すごい危険なところに住んでる人に対して、本来であれば、お宅の家いくら何でも危険ですよ。行政としても困るけん、どっか行ってくださいよと、そういう勧告もしたほうがいいと思うんですよ。

日本の何と云うのかな、防災がらみの話聞いてたら、本当にもう話を聞いてまして頭くるような感じですよ。避難命令という言葉を使わないことも含めてですよ。命令って使わないんですよ。行政命令というのは物すごく出しにくい、物すごい難しい言葉として、多分その世界で決めてあって、だから今回も避難勧告と避難指示がどっちかに一本化されましたけど、毎年言葉が変わってますよね。それよりかもう少し、何と云うのかな、システムができたらダイレクトに、世間にぼんと言うんじゃなくて、ダイレクトにお宅危険ですよ。今回の場合お宅危険ですよ、ピンポイントでメールなり連絡がいったらすごいなと思いますけども。せつかく情報持ってるのになという気がするんですが、もちろんできない話だと思いますけどね。

本当にもう少しわかりやすくできないかなというふうに、私だけじゃないと思いますけど、できない理由はたくさんあるんだとは思いますがね。少なくとも健康情報であれ、

資産の情報であれ、行政ってたくさん持っているのに、多分ほかのことに使っちゃいけないという縛りがあって、防災の人は防災情報の範囲だけでものを考えて行動してるんだろうなと思いますけど当たってますよね。その辺のお話をいただきたいなと思うんですけども。

○賀屋委員長 危機管理課長。

○吉村危機管理課長 なかなか御質問のお答えに窮するような状況でございますが、起きる災害の種類や住んでいる地形等によって、また、自分が置かれている立場、状況によって危険性や避難方法というのは変わってきます。例えば、平地や山間部ではそれぞれ避難する方法、災害の種類も変わってくるように、その住んでる場所によって対応は違ってきます。

今、委員がおっしゃられたように、避難誘導方法について個々に絞って発信することができないのかというような御質問であると捉えているんですが、ただ、個人情報との組み合わせという部分は非常に難しいところになるんですが、現在は支援が必要な方、要支援者、こういった方には名簿を作って、各地域と行政が結びつきをもって支援をしていただくという仕組みづくりはできております。

ただ、様々な状況下の中で、危険が目の前に迫った際に、それぞれに合致した避難誘導を行うということは、物理的にも時間的にも非常に困難であるとは考えております。まずは自助となる部分ではございますが、御自分がどのようなときにどこに避難すればいいのかということは、平時の際に考えておいていただいてそれを行動に移すことが大前提ということになります。その上で市が出す情報を的確に捉えていただくということで空振りをおそれない早めの避難というのは、報道等でも行われているようにそういったことを行うことで危険回避につながっていくと思っております。

市からその情報を的確に捉えていただくためには、避難勧告、避難指示などの情報を発信していくわけなんです。その際には、現在もなんですけど大きな枠組みとはなっているんですが、大雨による土砂災害の危険がある地域とか、河川氾濫の危険がある地域といった形で区分をして発信をしておりますので、現状出されている情報がどの地域に出されているのかということをしっかり確認していただいて、避難行動をとっていただきたいと考えております。

また、先ほど委員もおっしゃられたように、来年度から国が避難情報の区分方法の変更を決定しておりますので、それらを踏まえまして適時、適切な情報発信と住民周知を心がけていきたいと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。そういう意味で、何ですかね、盛土。盛土のマップというんですか。昨日、初めて中川委員が質問されたんで、私は初めて知ったんですけどもレッドゾーンとか、イエローゾーンの土砂災害のやつは、なかなか公表しないとか、公表する、しない、もめてるときに安佐南区とか安佐北区で災害起こりましたけど、あれに比べたら今回はネットで公表してしまったんですけども、あれ当たり前の話なんでね。

そういう意味でも前進してるのかなと思います。

危険に絡んだような情報は地価が下がるとか何とか、そんなことを言わずに最優先に公表してほしいと思いますし、それがあってこそ避難の勧告とかが出たときにうちは危ないとか、うちはセーフだとか理解できますからね。徐々に前に向かってよくなってるんだろかなとは思いますが。ありがとうございました。

○賀屋委員長 続きまして、寺岡委員。

○寺岡委員 一般会計の総括質疑ということですので、全体像として昨年秋に開かれた令和元年度の決算審査、それで委員のほうからいろいろ御意見等出たと思います。その出た御意見、御提言というのが今回の令和3年度の予算に、どの程度反映されているのかを確認したいと思います。

具体的な例があったら御紹介もいただきたいんですが、数値で表したりするのは現実的に難しいとは思いますが、体感的なところでも構いませんから反映具合というのをお示しただけならと思います。お願いします。

○賀屋委員長 三上課長。

○三上企画財政課長 企画財政課長の三上です。

決算特別委員会からの意見をどの程度反映できているかということでございますが、申し訳ありませんが、企画財政課のほうで各課どのように反映されたかというところは、取りまとめ等をしておりませんのでわかりません。ただ、予算要求に当たっては各課において、指摘等があったことについて、踏まえて予算要求されているものと考えております。

企画財政課におきましては、予算編成作業に入る前に各課に予算編成方針を通知するようにしております。その中で、前回の決算特別委員会で不用額が多いという指摘がございましたので、通知の中で予算要求に際しては設計書等の見積もりを添付するようというところで明示をしております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 結構、各課にお任せみたいなそんな感じで聞き取れました。

議会のほうでいろいろ研究しておりますので、ただいまの御意見、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○賀屋委員長 他に1回目の質疑はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 どうもすみません、通告してなかったもので。

この前の高齢者離島対策事業（介護サービス利用支援事業）のことで、私が高齢者の定義ということで、65歳以上ではないかということでお伺いしたのに関連するんですがね。答弁のほうでは、70歳以上のフェリー利用券の48枚の配布した人ということで、70歳以上ということなので、そういう答弁を受けたんですが、これフェリー利用券ですよ。これ皆さん御存じだと思うんですが、大変たくさんの方が要求というんですか、要望というんですか、もっと広げてほしいという要望が一昨年消費税が上がった時点、まあ10円しか上がってないんですがね、この10円がかなりのインパクトというんですか、精神的には効い

とるいうんですかね。かなりその頃から、これまでも要望はあったんですが、それがかなりまた厳しく皆さんが要望されておるということを私自身感じております。そのようなことで、70歳以上が高齢者になっております。この70歳以上のフェリー助成金も、高齢者離島対策事業の中で高齢者移動支援助成となっております。どちらも高齢者の文字が入っているんですよ。

私が言いたいのは、法的にはどうかわかりませんが、社会通念上では、一応65歳以上になっとるんだらうと僕は理解しておるんです。というのも、老人クラブでも65歳から募集になっておりますよね。そういう意味でこれも高齢者、今の移動支援助成も65歳以上に下げていただいたら、説明するときにもわかりやすいんじゃないかということで、半分以上は要望になるんですが、そのようなところを踏まえて答弁していただければと思います。

○賀屋委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 今、御質問のありました高齢者離島対策事業ですけれども、委員おっしゃられますように社会通念上と言いますか、一般的に高齢化率とか出す場合に特別注釈なければ65歳以上ということになるのかなと思いますが、この制度を開始をするときに地域の方の声も聞いていく中で、まずは岩国市の柱島でやられている助成制度がございまして、それと同等のものをというようなお声をいただいて、それに基づいて70歳以上の方に48枚ということで開始をさせていただいたものでございます。

今後の拡充という部分で言いますと、再編交付金を財源にしております事業ですので、その動向が今後のことがまた見えてこない、なかなか具体的な検討は難しいかなと思いますが、範囲を広げる、枚数を増やすということになれば支出が増えていく、制度の継続性は短くなっていくということもありますので、そのあたりも考えながらどういったものにしていくか、皆さんの声も聞きながらまた検討してまいりたいと思っております。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 予想どおりの答弁ではあるんですがね。これから再編交付金も来年度が最後になるんでしょうが、これから交渉になろうかと思いますが、その辺も踏まえて皆さん、委員の皆さんもそれぞれそういう意味合いのことを要望しておりますんで私も含めて、これから阿多田島の方が大変な迷惑を受けておるとするのは御承知と思っておりますので、その辺も踏まえまして、ぜひ、そんなに65歳以上、5歳の幅ですからそんなに、確かに増えるのは重々承知しておりますが、その辺を踏まえてしっかり考えていただきたいと思っております。終わります。

○賀屋委員長 他に1回目の質疑はございませんか。

小中委員。

○小中委員 通告はしておりませんが、1点だけ教えていただけないかと思ひまして。

いわゆる財政健全化比率というのは、昨年度から比べて今年度予算でどのように変化しているのでしょうか。その1点を教えていただけたらと思います。

○賀屋委員長 建石主幹。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 今回、議会からの資料要求がございましたので、令和元年度から令和3年度予算までの踏まえた健全化の判断比率、見込みという形ではあります

けれども出しております。

将来負担比率については、起債残高が増えていくということもありまして増えていく。実質公債費比率については、令和3年度まで踏まえますと公債費が増えないということで、この3年間は下がるという推計を出しております。

以上です。

○賀屋委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○賀屋委員長 ないようでございます。

以上で、1回目の質疑を終結します。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 通告はしてないんですけども、歳入でいいんですね。

○賀屋委員長 総括ですか。

○日域委員 歳入も含めていいですか。

○賀屋委員長 はい。

○日域委員 忘れてましてすみません。ちっちゃなことなんですけども、さっきも歳入のこといろいろ聞きましたけど、歳入って多岐にわたっているんですね。

予算書の18ページに株式等譲渡所得割交付金というのがありまして、この中のいろいろありますけども、ここだけ、額は大きしたことないですけども増え方というか変化がすごいんですけども、これ何を根拠にこんなに増えるのかなと思ひましてね。こっだけ増やせという、どっかから指示というか何かサインがあるのかなとも思いますけどもよろしくお願ひします。

○賀屋委員長 建石主幹。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 株式等譲渡所得割交付金ですが、こちら株式等の譲渡によって所得が発生した場合にかかる税金を基にしております。この税の一部を財源にして、県から市町へ交付されるというものです。市町村でもともと把握できるものではありませんので、県からの通知に基づいて予算を計上しております。

3月補正でも、増額の補正予算をしましたので、実際これが伸びているという傾向にはあるんだと思います。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 さっきね、宝くじとかですよ。公営ギャンブルとかありましたけど、ああいうのはある種ね、例えば住民税がありますよね。住民税って1年遅れで課税するじゃないですか。すごい手堅いですよ。把握ができますよね、済んでることですから。宝くじなんか、公営ギャンブルなんかもそうですけども、今から起こることを予想して計上するのか、ある程度実績を踏まえて計上するのか、どっちかなと思うんですけども、これはどうも今からのことなんですよ、という気がするんですけども、増えてるって、去年少ないですけど、おとし多いんですよ。ざっくり言うとこんなもんなのかもしれませんが、ただ、今か

ら先の、だからこれどこになるのかな。令和3年の1月、12月に発生する譲渡益のある部分についてそれを繰り入れるらしいんですけども、私が文句を言う話じゃないけども、1年遅らせるよという気はしますよね。やっぱりこれ、皆さんこうしますから大竹市でもこんなふうには予算計上してくださいねということはあるんですよ、やっぱり。

○賀屋委員長 建石主幹。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 譲与税とか交付金については、県のほうから各市町ごとに一覧表が来ます。それに基づいて予算の計上を行っております。

以上です。

○賀屋委員長 それでは、他に2回目の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○賀屋委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

細川議長。

○細川議長 おはようございます。

資料要求をさせていただいた分に基づいて、財政の全般的なことをお尋ねしたいと思えます。資料要求の回答をさせていただきましてありがとうございます。

まず、財政推計と償還予定表ですね。一般的に来年度の予算については、一般財源が非常に厳しいんじゃないかというようなのが、他の市町で、続々と新聞とかにも載っておりますので、本市はどういう影響があるのかなと思いつつ、今年度の予算を見せていただいたんですけども、歳入全体としたら法人税率の税率引き下げとか、固定資産税の特別措置とか国の新型コロナウイルスに対する対策事業がありましたので、厳しくなったとは思っていたんですけどね。ここら辺、全体的な財政推計を見た場合の令和3年度における一般財源についての市の税収と、あと国の全体的な地方財政対策についてどのように受け止めておられるのかをお願いいたします。

○賀屋委員長 市民税務課長。

○岡崎市民税務課長 市民税務課長の岡崎です。よろしく申し上げます。

私のほうからは、令和3年度の市税収入につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、市税収入の概要から少し触れさせていただきたいと思えます。まず、令和3年度の市税収入なんですけども、令和2年度当初予算と比較いたしまして約2億2,800万円減の約50億1,000万円と見込んでおります。

令和2年度からの増減内訳といたしましては、大手企業の法人税割の増と、設備投資、また、非木造家屋の増、あとは県有地売却による増、また、コンビニ、スマホ納付の導入等、そういったことで、約2億9,700万円の増となる要因というのはあるんですけども、逆にですね、償却資産の減価償却、あと固定資産税の3年に一度の評価替え、また、社会的要因等ですね、その他の、そうしたことで約3億6,900万円の減ということを見込んでおります。また、コロナ禍に伴う個人、法人の所得の減少、また、国の支援特別措置等で約1億5,600万円の減と見込んでおります。そうしたことから、近年の当初予算の市税収

入といたしましては、最も少なくなると見込んでおります。

それで、令和3年度の市税収入に対する評価なんですけども、今回はコロナ禍の影響を考慮しなければいけない予算計上ということになりました。それでまず、先ほども触れたんですけども、新型コロナウイルスとその他の要因も含めまして、市税の減少要因というのが令和3年度の分が、令和3年度予算の中で5億2,500万円程度ございました。その内訳としましては先ほど言ったように、新型コロナウイルスの関係が約1億5,600万円ほど含まれております。そうした中で、大手企業の設備投資、先ほど言った企業住宅等の増、そうしたことがありまして約3億円ほど増加要因というのもございました。それがあつたおかげで、約2億2,800万円の減に済んだと考えております。

こういったコロナ禍においても、そうした設備投資等をしていただける企業、そしてその他、法人市民税につきましても一部大手企業のほうで増額というようなことも入っております。そういったことについて、市民税務課としては大変感謝しているところでございます。

それとあと今年は、令和3年度というわけではないんですけども、新型コロナウイルスの関係で、個人、法人の所得が減ったことで税収が減っております。ただ、個人の方のですね、納税していただいている方というのはここ10年以上、この人口が減っていく中におきましても、1万3,500人前後の方がずっと納税していただいております。そういったこともありまして今回の新型コロナウイルスの影響が、徐々に市民税務課としましては令和2年度を含めて、令和3年度、令和4年度、令和5年度と少しずつ回復して行って、令和6年度には、完全回復するというような推計で出しているんですけれども、そうなるのであれば、こういった市民の方、法人の方の所得が戻ってくると考えております。

そういったことで、こういったコロナ禍の中でも、こうした市税が増える要因をつくっていただけるということは、大変感謝しておりますし、約50億円の市税というものが組めたと考えております。

○賀屋委員長 建石主幹。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 令和3年度の地方財政計画についてです。

その前に、国が、概算要求の前に毎年6月に基本方針というのを立てます。経済財政運営と改革の基本方針というのを閣議決定するんですけれども、もともと平成30年度の閣議決定の際に、令和元年度から令和3年度までは、交付団体については安定的な財政運営と必要になる一般財源の総額についてしっかり確保するというのが、閣議決定されておりました。昨年に関してはですね、新型コロナウイルス感染症拡大の関係で、例年6月に閣議決定されるものが7月にずれ込んで、また、この確保するという文言も消えておりましたので心配はしていたんですけれども、実際は9月の総務省の概算要求基準で実際に出てきた地方財政計画、平成30年度のときの基本方針を順守してもらって、交付税の交付団体については自治体財政に悪い影響が出ないように、一般財源を確保されたものと捉えています。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 国がしっかり約束どおり、来年度については動いてくれたということで一安心したということだと思います。

ただ、再来年度については確約がないということなんで、気をつけて注視していかねければならないと思いますが、先ほど、固定資産税、市民税務課長のほうより歳入について減ったばかりではなくて増えてるところもあるという御答弁いただきました。減るばかりとっておりましたので、企業の設備投資とかもあつたんだということで大変よかったなと、よかった面もあつたのかと思います。

昨日、産業振興奨励金の議論もございましたが、企業の設備投資を促していくために、大竹市産業振興奨励条例をつくっているとは思いますが、役割は終わったんじゃないかという考え方もあると思いますが、そういう面で言ったら、やはり産業振興奨励金というのは企業の設備投資に対しては、やっぱりある意味、役に立っていると考えてもよろしかったでしょうか。

○賀屋委員長 総務部長。

○中村総務部長 昨日も述べさせていただきましたが、投資を促すきっかけになると考えております。

以上でございます。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 もしかして、額をもう少し上げてもいいんじゃないかという議論もあるかもしれませんが、そこら辺は企業のほうともしっかり話しながら動向を見ていっていただきたいと思います。

国の地方財政計画の中でしっかり確保されたこと、一般財源がということですが、このたび出していただいた償還予定表を見せていただいたんですけども、大変小さくて苦労しましたが、この償還予定表の一番最後の部分ですね。合計が書いてあるところなんですけれども、これからの元金、利子、計ということで、毎年度、令和2年度から令和13年度まで出していただいております。ざっくり計のところですよ、元金と利子の計のこれは公債費になると思うんですが、これが一番大きいのが令和7年度あたりかなと思うんですけども、非常に今後に向かって厳しくなると、公債費が上がっていくということで、何かそこら辺を見込んで来年度工夫した点がありましたら教えてください。

○賀屋委員長 建石主幹。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 起債残高の増加に合わせて、公債費、少し遅れて増えていくものと考えています。本庁舎耐震改修事業、大竹会館改築等事業、あと現在も継続しておりますが大竹駅周辺整備事業、公立保育所等整備事業など、複数の大規模な事業を実施しております。これらの事業を実施するときには、やはりどうしても起債の借り入れというのをを行いますので、起債残高が増えてそれに伴って公債費も増えていくというふうにはなります。ただ、これら最初から予想していた、見込んでいたことではあります。

工夫した点、令和3年度から工夫したというわけではないんですけども、事業の実施に伴って残高増えていくというのは、ある意味当たり前の話ですので、数年前から交付税の基準財政需要額に算入されない地方債は借り入れをしない。起債の借り入れがちゃんと

交付税の増加に結びつくような起債しか借り入れをしない。また、より算入率の高い起債のメニューを選択する。また今回、3月補正で複数の建設事業を出して、繰り越しいたしましたけれども、国の補正予算、補正予算債というほうが交付税上、算入率が高い。そうしないと、どこも補正予算で手を出さないということもあるんですけども、国の補正予算が活用できるものについては積極的に補正予算のほうに振り替えていく。そういったことを引き続き行っております。

また、先ほど未来の地域づくり応援交付金を地方創生事業基金に積み立てたという話をしましたけれども、積極的ということもないんですけど地方創生事業基金に積み立てて、それらを活用して起債の借り入れを抑制するというのも引き続き行っております。

また、その後ということについては、今、大型事業が複数重なっておりますが、それ以降ということになると、抑えていく必要というのが出てくるのかなとは感じています。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 ありがとうございます。先ほどの再編交付金の中でも財源についてのお話でしたが、いろいろ工夫する中で予算をつくっているのは大変御苦労されていることと思います。

ですが、去年の予算特別委員会でもこの償還予定表を出していただいているんですけどね、去年はピークが令和6年度だったかな、公債費のピークが後ろにずれているんですよ。しかも、そこから先の毎年の公債費の合計額が、1億円ぐらい増えているというのを見て、少しショックだったんですけどね。何かこの傾向で言うと、1年ずれると後ろにずれて、また額が増えていくというのが続くんじゃないかと思って、少し危機意識を持ったんですけどね。

例えば臨時財政対策債ですが、以前いっぱいいっぱいまで借りなくてもいいんじゃないですかとお尋ねしたときに、全部借りないと予算が組めませんという御答弁いただいたような記憶があるんですけどね。令和3年度に関しては、何か少し余裕があるような気がしまして、臨時財政対策債、満額まで計上しなくてもいいんじゃないかという気がするんですけど、そこら辺は何かお考えがあって、これは満額組んだという前提で今聞いているんですけどね。お考えがあるのかなというのを教えてください。

○賀屋委員長 建石主幹。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 予算編成を行うに当たりましては、決算ベースでは基金の取り崩し、財政調整基金を指しているんですけども、基金の取り崩しをしなくて済むレベルに、予算上の基金からの繰り入れを抑えるというのを第一目標に予算編成を行っております。

令和3年度についても臨時財政対策債は満額の借り入れを計画しております。

満額借り入れなくても令和3年度当初予算を見たらいいんじゃないかと言ったら、いろいろ考えはあろうかなとは思いますが、将来的に公債費が増えていくというのがもう既にわかっております。将来的なことを含めて、予算編成、財政運営というのをしておりますので、臨時財政対策債100%、交付税に算入されるということにもなっているも

のですので、借入れをしてその分基金の取り崩しを回避するという方向で物事を進めていきたいと考えています。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 臨時財政対策債の額を抑えて公債費を少なくするという方法もあるのではないかと思います。現在の財政担当の考え方として受け止めます。ありがとうございました。

○賀屋委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、一般会計に関する総括質疑を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

国民健康保険特別会計予算から入りますので、よろしくお願いいたします。

11時10分 休憩

11時20分 再開

○賀屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程第2、議案第2号令和3年度大竹市国民健康保険特別会計予算、日程第3、議案第7号令和3年度大竹市介護保険特別会計予算、及び日程第4、議案第8号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算、この3件につきましては関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 御異議なしと認めます。それでは、本3件につきまして、歳入歳出の一括質疑に入ります。

1回目の質疑を行います。

日域委員のほうから通告書が出ております。

日域委員。

○日域委員 介護保険のことで教えてほしいんですけどね。世の中には行政上は別でも利用者から見たら似てるものって結構あるんですけども、例えば、幼稚園と保育所なんかよく似てますよね。美容院と理容院というのも何か似てますけども違うんだと思います。

この介護というかな、こういう世界においても、例えば大竹市でいうと、介護老人保健施設ゆうゆというのがありますけども、あれなんか医療なんかなと思ったりするんですが、介護老人保健施設ゆうゆに入る、介護老人保健施設ゆうゆを利用するというケースと、特別養護老人ホームを利用するというケースと介護保険において、違いがあるのかどうか、私そこまでわからないので教えてほしいんですが。

○賀屋委員長 どなたか、答弁お願いします。

地域介護課長補佐。

○森川地域介護課長補佐兼介護高齢者係長 お答えいたします。

特別養護老人ホームと、介護老人保健施設ゆうゆといいますと、介護老人保健施設という形になります。

一般的な話になりますけれども、特別養護老人ホームというものが要介護3以上という方で、もう日常的に身の回りの生活全般、食事から身の回りの着替えから、入浴からそういった全体の介護をするような形になります。介護老人保健施設ゆうゆですけれども、リハビリとかそういった形も入ってきたり、あと医療的な部分が必要な方というのは介護老人保健施設という形で、ざっくりですけれどもそういった区分けにはなってくると思います。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 すみません、私、通告はしたんですけども今の質問と通告の内容が全然違っていました。

もとはですね、来年度ですか、介護保険料ですかね、少し下がるというのがあって、正直理由がよくわからないところもあるんですけどね。私が通告したのは、もともと介護保険というのは、利用者が1割負担して、残りの90%を45%ずつ公費と保険料で賄うと、この仕組みそのものは変わってませんよね。変わらずに、しかも大きな基金を持ったりしてやってるものでもないですから、そのときの状況を反映するんだろうなと思うんですけども。

ある人にあることを聞いたもので、今の質問なんですけどもね。同じ、サービスを受ける側からしたら同じような内容に見えても、サービスを施す側から見たらそれが介護によるサービスなのか、医療によるサービスなのかあるじゃないですか。それで、そういう意味でね、私は両方とも詳しくはないですけども特別養護老人ホーム的などところに入った方に対するサービスについては介護保険の負担になって、それで、介護老人保健施設ゆうゆに入って似たようなサービスを受けていながらそれは考え方からいって、医療保険の分野にいったいというのがあるのかなと思ってさっきお尋ねしたんですけどもね。

今回の介護保険と国民健康保険も一緒ですから、そういう意味じゃ、まさに国民健康保険も介護保険ももちろん社会保険ですからね。公費もあればいろんなのもありますけども、ちょうど一括審査にふさわしいような質問かなとある意味で思っていますけども、無理だったら結構ですよ。ただ、正直言って大竹市の介護保険料安いですよ。

もう1つ昔から言われるのが、特別養護老人ホームをつくと介護保険料が高くなるというのは皆さんがおっしゃるんですけども、そら確かにそれは一理はありますよね。そういうことを含めてどうなんかなと。もし、もう1回何かあればお答えください。

○賀屋委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 まず、財政負担のスキームですけれども、基本的には1割負担ということで、所得の高い方は2割負担、3割負担という方もいらっしゃいますので、その自己負担を除いた部分が介護給付ということになりますので、その部分を税と保険料で折半するということは同じでございます。

それから、介護老人保健施設と特別養護老人ホームで適用が違うかというような御質問があったかと思うんですが、介護老人保健施設の場合は広い意味で介護保険の適用になる施設ということですので、特別養護老人ホームであっても同じということになります。

それから施設の話ですが、もちろん施設ができれば特別養護老人ホームもですし、ほか

の施設もそうですが、いろんな施設ができていろんなサービスが提供できるということになれば、給付は増える傾向のほうには動いていくということはございますので、しっかりしたサービスができるという反面、保険料のほうが上がってくるという要素にはなるうかと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 1回目の質疑でございますが、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、日程第2、議案第2号令和3年度大竹市国民健康保険特別会計予算、日程第3、議案第7号令和3年度大竹市介護保険特別会計予算、及び日程第4、議案第8号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算の3件の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますので、暫時休憩いたします。

11時27分 休憩

11時29分 再開

○賀屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第5号令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算を議題といたします。歳入歳出の一括質疑に入ります。

1回目の質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、日程第5、議案第5号令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算の質疑を終結いたします。

続いて、日程第6、議案第6号令和3年度大竹市土地造成特別会計予算を議題といたします。歳入歳出の一括質疑に入ります。

1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、日程第6、議案第6号令和3年度大竹市土地造成特別会計予算の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますので、暫時休憩します。

11時31分 休憩

11時32分 再開

○賀屋委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第7、議案第9号令和3年度大竹市水道事業会計予算、及び日程第8、議案第10号令和3年度大竹市工業用水道事業会計予算の2件につきましては関連がございますので一括審査としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 異議なしと認め、本2件を一括審査といたします。本2件につきまして、歳入歳出の一括質疑に入ります。

副委員長と交代します。

○西村副委員長 それでは、委員長自ら発言の通告がありますので、委員長をここで交代いたします。

1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 すみません、通告をしておりますのでお願いしたいと思います。

概要の29ページになりますけども、新規事業として上下水道局の関係でございますけども、料金・使用料改定検討事業というのがあります。234万4,000円組んでおられますけども、これは令和3年度及び令和4年度にかけて料金改定のための情報収集をするということで、資料作成のための予算かと思っておりますけれども、合計で2年でいけば約780万円になるということでございますけども、料金改定につきましては、1月25日にありました生活環境委員協議会の中で、水道料金と下水道使用料も、改定をしないとイケないということの説明はされておるわけでございまして、それもいわゆる大竹市水道事業経営戦略に基づいて、あるいは下水のほうもですね、大竹市公共下水道事業経営戦略に基づいて料金の改定の見込みを試算をされております。

この試算もかなり時間をかけて、また、業務委託をされとるみたいでございまして、この試算によりますと、水道料金は令和5年から5年ごとに改定をし、令和30年まで改定をするんだということになっておるみたいでございまして。それも、改定幅も令和5年には66円上げると、令和10年にはさらに124円上がると、令和15年には87円、また、令和20年には77円上がると、令和25年には46円上がる、令和30年には7円上がるでトータル、令和30年の時点では、家庭用13ミリメートルの月の10立方メートル当たりの使用料でございまして、1,127円になるという試算の結果が出ておりますけども、これだけ詳しく料金

改定に向けて、経営戦略で示されておりますので、来年度この予算に上がっております料金・使用料改定検討事業というのは本当に必要なかどうか、そのあたりについてお聞かせをしてもらいたいと思います。

あわせて、下水道使用料のほうも同じ内容でございますので、どういう考え方なのかというのをお願いします。

○西村副委員長 どうぞ。

○岸菜上下水道局業務課主任 失礼します。上下水道局業務課の岸菜と申します。

委員の質問についてですけれども、今年度、上水、工水、公共下水、3事業会計の経営戦略のほうを策定させていただきました。その中で、委員がおっしゃられるとおり、資金の不足額分の料金の改定のシミュレーションというものを行っております。令和5年度を例に挙げますと、上水、公共下水とも10%程度が必要だというシミュレーションまで行ってあります。

この経営戦略についてですけれども、推計のベースとなる決算は、令和元年度までに基づいて将来推計を行っております。本業務の中で、まず、改定の目標年度が令和5年度ということですので、今から決算が令和2年度、令和3年度と出てくると思うんですけれども、その決算を加味して将来推計の精査をしてみたいというのが1点で、もう1つが、この中身なんですけれども、近年の他市の状況、改定の状況を見ても審議会を設置して、その中で検討を行うというケースが県内ではもうほとんどという状況でございます。この審議会における料金改定の説明資料の作成、また、その審議会の運営などもこの業務の中で見ていきたいと考えております。

以上でございます。

○西村副委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 審議会も必要かと思いますが、どうしても経営上、料金の値上げというのは避けて通れないと理解をしておりますし、例えば10%の値上げという今のシミュレーションが9.8%になるかもわからんし、10.3%になるかもわかりませんし、それは大した内容ではないと思うんですよね。そういうこともあって、値上げをしないといけない理由だけが理解ができれば、値上げについては皆さんで負担していく部分でございますので、それは審議회를わざわざつくらなくても、この議会に諮っていただければ了解は得られるんじゃないかなと思いますし、今までも料金の値上げの方法についてはそういう形で進んでおったように思うんですが、どうしても審議を開く費用が要るんだということであれば、やむを得ないかもわかりませんが、そのあたりをもう少し予算の執行にあってはですね、もう一度精査をしていただきたいと思います。

以上です。答弁は結構です。

○西村副委員長 それでは、他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村副委員長 以上で、第1回目の質疑を終結いたします。

委員長を交代いたします。

○賀屋委員長 それでは、第2回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第2回目の質疑を終結いたします。

第3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、日程第7、議案第9号令和3年度大竹市水道事業会計予算、及び日程第8、議案第10号令和3年度大竹市工業用水道事業会計予算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第9、議案第11号令和3年度大竹市公共下水道事業会計予算、日程第10、議案第3号令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計予算、及び日程第11、議案第4号令和3年度大竹市農業集落排水特別会計予算の3件につきましては、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 御異議なしと認め、本3件を一括審査といたします。本3件につきまして、歳入歳出の一括質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。

西村委員から通告書が出ておりますのでお願いします。

西村委員。

○西村委員 公共下水道事業会計について、141ページの委託料について御質問をいたします。

その中にあります、大竹処理区（元町分区・御幸分区）管渠点検調査業務、同じく新町一丁目管渠改築更新設計業務、それから新町雨水排水ポンプ場放流渠基本構想設計業務等々の調査費をつけていただいております。予算化されたことについては、職員の皆さんに感謝を申し上げます。

そうした中で、これら3件の内容についてまず、御説明を求めたいと思います。

○賀屋委員長 上下水道局工務課長。

○中司上下水道局工務課長 今の3件の業務の内容でございます。

まず、大竹処理区（元町分区・御幸分区）管渠点検調査業務でございますけれども、下水道施設の維持管理情報というのは非常に膨大な情報ということで、ストックマネジメント計画を進めていくためには、まず、点検、調査を行って、情報の蓄積が必要となります。

下水道の管路というのは延長も非常に長く、まずは汚水の合流管渠であるとか、汚水の幹線管路ですね、管渠の調査、また、管の腐食が発生しやすい場所であるとか、管路について調査を行っているところなんですが、令和3年度につきましては、元町三、四丁目地区の汚水管路であるとか、立戸地区の汚水幹線管路の点検、調査を行う予定としております。

次に、新町一丁目管渠改築更新設計業務でございますけれども、新町一丁目、元の新町のゆめマート裏の水路の下流側になりますけれども、水路の中に、下水道の管渠が露出、飛び出ているということで、水路を流れる水の流れを阻害している箇所について支障となっている下水道管渠を撤去するために、他のルートに汚水を流すことができないか検討を行うと。別のルートへ流すということが可能ということになれば、引き続き設計業務を行いたいと考えております。

新町雨水排水ポンプ場放流渠基本構想設計業務でございますけども、新町雨水排水ポンプ場からの排水の接続先となります小瀬川の管理者、太田川河川事務所との協議ができるような図面等の資料作成を行うための業務でございます。

今年度も河川管理者との協議を行っておるわけなんですけど、小瀬川の放流渠、排水口になりますけども、この接続位置については引き続き協議、検討が必要な状況となっております。排水口の位置につきましては計画当時とは状況が変化をしまして、遊歩道等の施設ですね、スロープであるとか階段というのが整備されていることから、これらの施設の一部廃止を含め、検討、協議をしておったわけなんですけど、河川管理者との協議は現時点では整っておりませんで、令和3年度も引き続き検討、協議を行う必要がございます。

排水口の位置について河川管理者との協議が整い位置が決まれば、排水樋門等の排水施設の形状であるとか構造等について、現地の測量を基に図面を作成、河川管理者との協議を行えるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○賀屋委員長 西村委員。

○西村委員 丁寧な説明ありがとうございます。

特にですね、新町雨水排水ポンプ場放流渠基本構想設計業務とありますので、構想というのはもう既に、地域の住民に過去1度か2度か、もう事前説明をされておると思っています。あくまでも、これは小瀬川に放流するという前提で調査をするということによろしいですよ。

それでもう1つは、こうしたことが今回出たのは、委託料の合計約1億3,000万円のうち、約4分の1、3,000万円近くがこの質問をした業務委託の予算に組み込まれていますので、非常に前向きに取り組んでいただいたということで、これはせんだって、地域住民14団体から提出された陳情書に基づいて取り組んだものと解釈してよろしいでしょうか。

○賀屋委員長 上下水道局工務課長。

○中司上下水道局工務課長 今のお話にありました新町一丁目の管渠改築更新設計業務であるとか新町雨水排水ポンプ場放流渠基本構想設計業務ですけども、これについては、今後、雨水排水の改善につなげていくというための業務と御理解をいただけたらと思います。

以上です。

○賀屋委員長 西村副委員。

○西村委員 質問の中で確認をしそびれたんですが、例の新町一丁目管渠改築更新設計業務というのは、以前から地域住民が何回も水道局のほうにお願いに行っていると思いますが、JRの線路下の管渠の部分ですね、できればあれを早急に思うて以前から言われておったんですがそれもわかりました。そういうことになりましたら、地域住民が念願しとります元町地区、本町地区、白石地区それから新町地区、油見地区、14地区の住民が本当に願うとる雨水排水対策が一步も二歩も前進するものと思いますので、ぜひともこれを、より早く実現に向けて予算化して、これが実現に向かうように御努力をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○賀屋委員長 続いて、中川委員のほうから通告が出ています。

中川委員。

○中川委員 もう時間もないので簡潔に言います。

139ページ、公共下水道の予算書ですけども、小方排水区雨水函渠整備工事に国庫交付金事業費とありますけども、それは多分以前、生活環境委員会でお伺いした国道に通すという工事かと思うんですけど、それが、いつ始まっていつ頃終わるのか、それによってまた港町ポンプ場がなくなると思うんですが、なくす工事ですね、それを始めることができると思うんですが、その辺の時期とか見解を教えてください。お願いします。

○賀屋委員長 上下水道局副参事。

○長久上下水道局工務課副参事兼下水道係長 小方排水区雨水函渠整備工事について説明します。岩国大竹道路に伴いまして、新設整備される上りから歩道内に箱型の雨水函渠をガソリンスタンド、コーナン前より約430メートル整備する工事を行う計画になっております。

発注は令和3年度、令和4年度の2カ年での完成を予定しております。岩国大竹道路事業用地内の施工のため、国の工事、中電、NTT等の他の占用工事との調整がございますので、工期のほうは延長される可能性もあります。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 それが終わると港町ポンプ場を、ということですね。

○賀屋委員長 土木課長。

○廻本土木課長 土木課長の廻本です。

今の排水区についてですね、雨水については上下水道局と土木課の管轄でいろいろ分かれています。

今の港町ポンプ場については、現在、土木課が所掌している建物になります。今、上下水道局から説明のあったとおり、令和3年、令和4年と排水の切替えが終わった後に、実際に撤去前にポンプ場撤去後の道路整備計画、既設の排水路の管理方法などを検討を行う予定としております。一応、そういう考えで予定しています。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました、ありがとうございます。

とにかく、小方排水区、そこが排水ができるようになると、港町ポンプ場のスイッチを入れ忘れて水があふれるということがないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○賀屋委員長 1回目の質疑でございますけど、他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○賀屋委員長 ないようでございます。1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○賀屋委員長 2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、日程第9、議案第11号令和3年度大竹市公共下水道事業会計予算、日程第10、議案第3号令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計予算、及び日程第11、議案第4号令和3年度大竹市農業集落排水特別会計予算の質疑を終結をいたします。

以上をもちまして、全ての会計の質疑を終結をいたします。

これより、議案第1号令和3年度一般会計予算の討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 討論はないようでございます。

以上で、令和3年度一般会計予算の討論を終結をいたします。

これより、議案第1号令和3年度大竹市一般会計予算の採決を行います。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、日程第2、議案第2号令和3年度大竹市国民健康保険特別会計予算から、日程第11、議案第4号令和3年度大竹市農業集落排水特別会計予算に至る10件の一括討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 討論はないようでございます。

以上で、本10件に対する討論を終結いたします。

これより、議案第2号令和3年度大竹市国民健康保険特別会計予算から、議案第4号令和3年度大竹市農業集落排水特別会計予算に至る10件を一括採決いたします。

本10件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 異議なしと認めます。よって、本10件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、全ての会計の審査を終了いたしました。

閉会に当たり、市長から御挨拶をいただきます。

市長。

○入山市長 熱心な御討議、大変ありがとうございます。提案いたしました全ての案件につきまして議決をいただきまして心より感謝を申し上げます。予算執行に当たっては、さらに慎重に、十分に検討しながら無駄のない、効率のよい予算執行をしてみたいと思います。大変ありがとうございました。

○賀屋委員長 大変お疲れさまでございました。

それでは委員長、副委員長としてお礼の御挨拶をさせていただきます。

長時間にわたり、熱心に予算審査に当たっていただき、また、今回は事前通告制もあり、円滑な進行に、御理解、御協力をいただきましてありがとうございました。

おかげをもちまして、無事に審査を終了することができました。

執行部の皆様には、資料提出をはじめ、明確で丁寧な対応をいただき、誠にありがとうございました。

今後の予算執行に当たっては、この審査の内容をしっかりと活用していただきたいと思います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

11時56分 閉会